

Theme 4 確定拠出年金 ★★★

1 確定拠出年金とは

英語ではDC（Defined＝確定、Contribution＝拠出）という。

毎月の拠出（掛金）があらかじめ決められているが、将来の年金受取額が運用実績によって変わる年金制度。掛金の運用と運用リスクを加入者自身が負う（＝自己責任で運用）年金制度である。

■確定給付年金（DB）と確定拠出年金（DC）の比較

	確定給付年金（DB）	確定拠出年金（DC）
制 度 概 要	あらかじめ決められた年金額にあわせて保険料を決める。 保険料は変動する	あらかじめ決められた保険料を支払う。 年金額は変動する
給 付 額 （年 金 額）	企業等が将来の年金額を約束 （賃金・勤続年数等から事前に決定）	企業などは年金額を約束せず、 運用収益によって額が決定 （退職時の掛金の元利合計に基づく）
運 用 の 主 体 運 用 リ ス ク	運用は企業などが行う。 運用リスクは 企業が負う	運用は加入者が行う。 運用リスクは加入者が負う
代 表 例	確定給付企業年金 厚生年金基金等	確定拠出年金
加入者の資産 運 用 知 識	加入者の運用知識は不要	加入者の運用知識が必要
資 産 の 管 理 掛金の積立残高	資産を一括して管理 一般的に明示されない	個人ごとに資産を管理 加入者ごとに年金額が明確
企業会計上の 取 扱 い	退職給付債務や積立不足が認識される	退職給付債務や積立不足は発生しない
受給権の保護	事業主等に積立義務、受託者責任、情報開示の3つを義務付け	事業主等制度関係者の忠実義務や行為準則が定められている

2 加入対象者と拠出限度額

確定拠出年金には、企業が企業年金として実施する「**企業型年金**」と、個人が任意に加入する「**個人型年金**」の2つのタイプがある。それぞれ加入対象者が定められている。

個人型年金では、加入者個人が掛金を拠出する。企業型年金では、企業が掛金を拠出するが、一定の範囲内で加入者個人による上乗せ拠出（**マッチング拠出**）もできる。

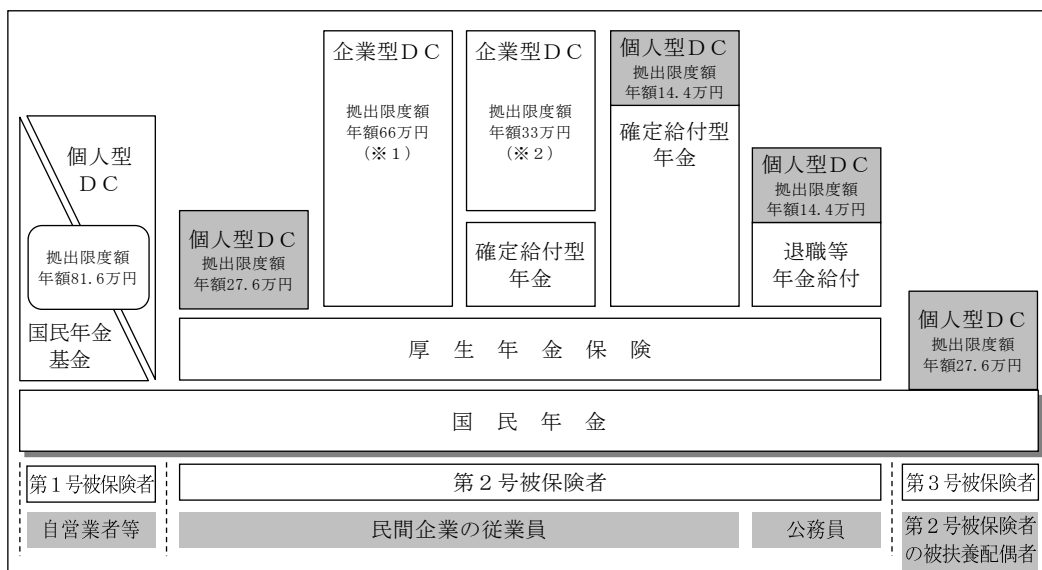
加入対象者および加入者1人あたりの拠出限度額が下表のように定められている。

	加入対象者	拠出限度額
		年 額
企業型年金	他に企業年金を実施する企業の加入者	330,000円（※②）
	企業年金を実施していない企業の加入者	660,000円（※①）
個人型年金	国民年金第1号被保険者	816,000円 （国民年金基金の掛金との合計額）
	他の企業年金も確定拠出年金（企業型）も実施しない企業の加入者	276,000円
	確定拠出年金（企業型）のみを実施する企業の加入者（※①）	240,000円
	確定給付型年金と確定拠出年金（企業型）の両方を実施する企業の加入者（※②）	144,000円
	確定給付型年金のみを実施する企業の加入者	144,000円
	公務員	144,000円
	国民年金第3号被保険者	276,000円

※① 2022（令和4）年10月から、企業型年金のみを実施する企業の場合は、**規約の定め等がなくても**、全体の拠出限度額から事業主掛金を控除した残余の範囲内で個人型年金への加入が認められる。

※② 2022（令和4）年10月から、確定給付型年金と企業型年金の両方を実施する企業の場合は、**規約の定め等がなくても**、全体の拠出限度額から事業主掛金を控除した残余の範囲内で個人型年金への加入が認められる。

■公的年金・他の企業年金と確定拠出年金の位置付け



※1 2022（令和4）年10月から、加入者掛金を導入している企業を除き、全体の拠出限度額（年額66万円）から事業主掛金を控除した残余の範囲内で個人型DCに加入できる。

※2 2022（令和4）年10月から、加入者掛金を導入している企業を除き、全体の拠出限度額（年額33万円）から事業主掛金を控除した残余の範囲内で個人型DCに加入できる。

（注）2022年10月からは、規約の定めがなくても（労使の合意がなくても）個人型DCに加入することができる。なお、企業型DCにおいてマッチング拠出をしている場合は、個人型DCに加入できない。

3 企業型年金の仕組み

企業型年金は、導入したい企業が労使契約に基づき規約（確定拠出年金企業型年金規約）を定めて、厚生労働大臣の承認を受けて実施している。

対 象 者	企業型年金を実施する事業主に使用される従業員で、70歳（※）未満の厚生年金保険の被保険者
加 入	企業型年金を実施する事業主に使用される従業員は、規約の定めにより加入者となることができる。
拠 出	拠出限度額の範囲内で、規約に基づいて企業が掛金を拠出する。一定の範囲内で加入者個人による上乗せ拠出（マッチング拠出）もできる。 なお、マッチング拠出の額は、事業主の掛金の額との合計額が拠出限度額以内で、かつ、事業主の掛金の額以内でなければならない。

（※）改正前は65歳。

従業員100人以下の企業を対象に、設立手続きなどを大幅に簡素化した簡易型DC（簡易企業型年金）が、2018年5月から創設された。（※2020年10月から従業員の範囲が300人以下に拡充された。）簡易型DCは、規約の承認、変更に必要な書類が一部省略されるほか、規約の変更に関する手続きも厚生労働大臣の承認は必要とせず、届出で済むなど、大幅に手続きが簡素化されている。留意点としては、一定の加入資格を定めることはできず、従業員全員を加入させなければならない点があげられる。

4 個人型年金（iDeCo）の仕組み

個人型年金は、国民年金基金連合会が規約（確定拠出年金個人型年金規約）を定めて、厚生労働大臣の承認を得て実施している。

対 象 者	国民年金被保険者のうち65歳（※）未満の者
加 入	国民年金基金連合会に申出て加入者となる。
拠 出	加入者は、拠出限度額の範囲内で掛金の額を任意で定め、毎月、国民年金基金連合会に拠出する。 ※国民年金の保険料を滞納している間は拠出できない。

（※）改正前は60歳。

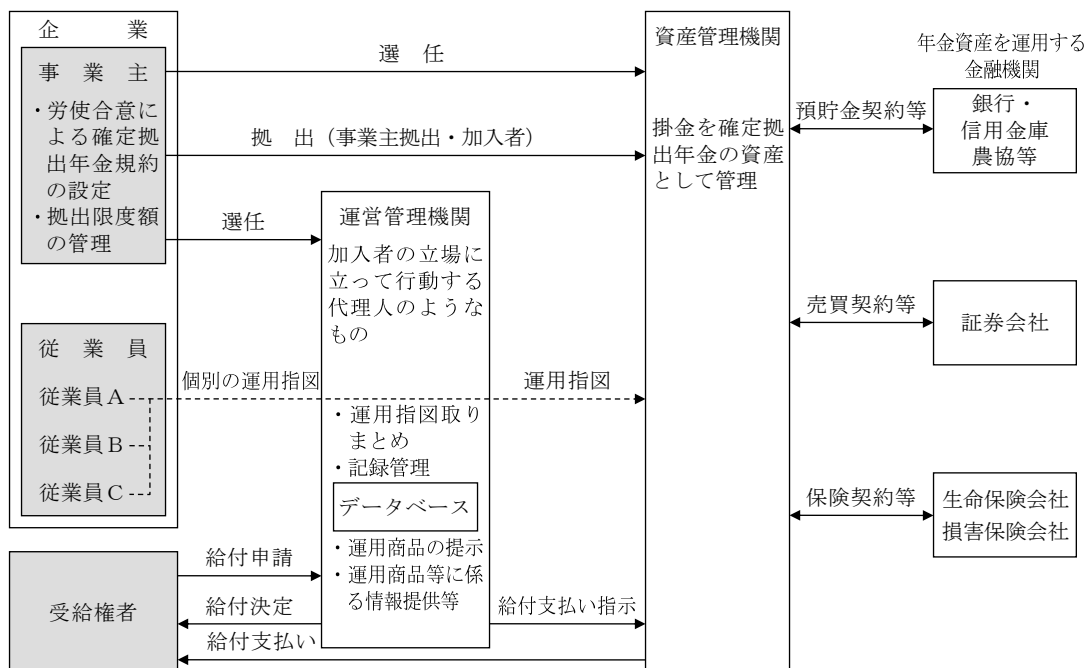
5 確定拠出年金間のポータビリティ

確定拠出年金の加入者が就職・退職・転職などの場合に、加入者ごとの資産残高は、転職先の企業型年金か、個人型年金（国民年金基金連合会）に移換されることになる。

企業型年金および個人型年金の資格を喪失した場合、一定の要件に該当すれば脱退一時金が支払われる。

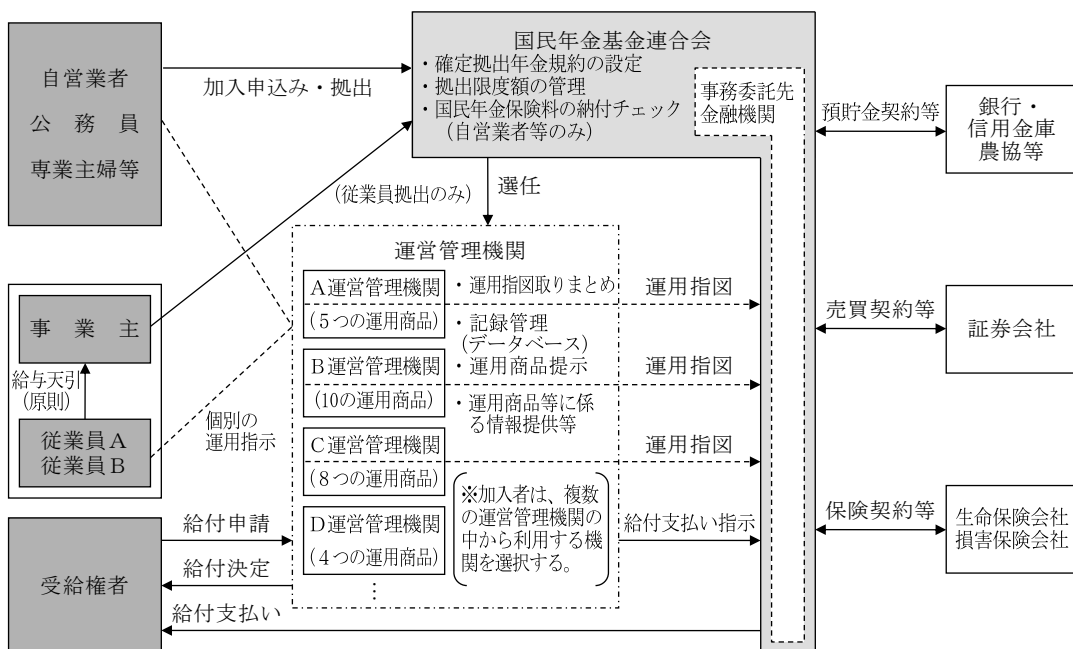
◆第10章 私的年金◆

(参考) 企業型年金のイメージ図



※ 運用管理機関は、加入者からの運用指図を取りまとめて、資産管理機関に運用の指図を行う。

(参考) 個人型年金のイメージ図



※ 運用管理機関は、加入者からの運用指図を取りまとめて、国民年金基金連合会に運用の指図を行う。

6 運 用

加入者は、年金資産の運用について、自ら「運営管理機関」に対して運用指図を行う。運営管理機関とは、確定拠出年金制度の運営管理（記録関連業務・運用関連業務）を行う専門機関である。

加入者は、運営管理機関が提示する運用商品の中から、自ら運用商品を選択する。

7 給 付

確定拠出年金における給付の種類には、「老齢給付金」のほかに、高度障害または死亡した場合に支給される「障害給付金」「死亡一時金」がある。また、一定の要件を満たした者が中途脱退したときに支給される「脱退一時金」がある。

老齢給付金	原則60歳から受給、遅くとも 75歳まで に受給開始が必要。また、加入期間により、段階的に受給開始年齢が決められている。老齢給付金の支払いは、 企業型年金は資産管理機関、個人型年金は国民年金基金連合会の事務委託先である金融機関である。
障害給付金	加入者又は加入者であった者が75歳到達以前に政令に定める程度の障害の状態に該当するに至ったときに請求することができる。
死亡一時金	加入者が死亡した場合に請求できる給付金のこと。

(1) 老齢給付金

老齢給付金は、**60歳以降に受給を開始**するが、遅くとも75歳までに受給を開始しなければならない。なお、受給可能となる年齢は、通算加入者等期間によって異なる。

通算加入者等期間	受給可能となる年齢
10年以上	60歳から
8年以上	61歳から
6年以上	62歳から
4年以上	63歳から
2年以上	64歳から
1月以上	65歳から

(2) 脱退一時金

企業型年金の加入者資格を喪失した日の翌日から6ヵ月以内で、「個人別管理資産の額が15,000円以下」であること等一定要件を満たした場合、脱退一時金を請求できる。

個人型年金の加入者は、国民年金保険料を免除されていること等の要件を満たせば脱退一時金を請求できる。

また、企業型年金の加入者資格喪失後、継続個人型運用指図者は、「通算拠出年数が5年以下」または「個人別管理資産が25万円以下」等の要件を満たせば脱退一時金が請求できる。

8 従業員拠出（マッチング拠出）

企業型年金の規約に従業員拠出を定める場合、加入者掛金の額は、事業主掛金の額を超えない範囲とされる。また、事業主掛金および加入者掛金の合計額は、拠出限度額を超えない範囲とされている。加入者掛金の額は、原則として年1回に限り変更可能であり、支払った全額が小規模企業共済等掛金控除として所得控除の対象となる。なお、全加入者が掛金を拠出する必要はなく、希望する加入者のみが掛金を拠出することができる。

9 税法上の取扱い

掛 金	企業拠出分	全額損金算入
	加入者拠出分	小規模企業共済等掛金控除として所得控除の対象
給付時 (老齢給付金)	一時金受取り	退職所得※
	年金受取り	雑所得（公的年金等控除が適用）

(※) 退職所得控除額を計算するときは、加入者期間を勤続期間とする。